

漁船・水産業共同利用施設等の復旧

東日本大震災では、県内の漁船約9000隻のうち約7500隻が被災する等、漁船・漁具が津波によって大きな被害を受けた。国は、漁業生産活動の早期復旧を図るため、平成23年4月、第1次補正予算において、漁業協同組合等による漁船・漁具等の導入を支援する「共同利用漁船等復旧支援対策事業」を創設。県は、説明会を開催する等、周知に努めた。

水産業共同利用施設についても、同様に国の第1次補正予算で創設された「水産業共同利用施設復旧支援事業」を活用し、復旧支援を行った。第2次、第3次補正では大幅な予算増が図られ、本格的な復旧が進むこととなった。

養殖施設については、査定件数が2230件と膨大で、これを約2か月間で終了するという厳しい日程での対応となった。平成23年10月の第3次補正予算において「がんばる養殖復興支援事業」が創設され、県内では多くの経営体（平成29年12月末時点で469団体）が本事業を活用し、養殖を再開することができた。

年
月
日

| H24 | | H23 | |
|------------------------|----|---|----|
| 2 | 1 | 12 | 10 |
| 20 | 23 | 5 | 21 |
| ・ 養殖施設の補助金交付に関する説明会を開催 | | ・ 国の第3次補正予算にて以下の事業が予算化（閣議決定） ・ がんばる養殖復興支援事業 ・ 水産業共同利用施設復旧整備事業 | |
| | | ・ 8月臨時会にて「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の予算を増額 | |
| | | ① 水産庁より個人所有の養殖施設について災害査定調査要領の告示 | |
| | | ② 共同利用漁船等復旧支援対策事業」の説明会を順次開催 | |
| | | ③ 5月議会で「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の予算を確保 | |
| | | ④ 国第1次補正予算で以下の事業が予算化（閣議決定） ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業 ・ 水産業共同利用施設復旧支援事業 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ・ 養殖施設災害復旧事業 | |
| | | ⑤ 第1次災害査定実施 気仙沼市、南三陸町の養殖施設（9日） | |
| | | ⑥ 第2次災害査定実施 東松島市（むたりまやう）沿岸部の養殖施設（22日） | |
| | | ⑦ 第3次災害査定実施 石巻市、女川町の養殖施設（28日） | |
| | | ⑧ 第4次災害査定実施 石巻市、女川町の養殖施設（20日） | |
| | | ⑨ 第5次災害査定実施、県内の養殖施設災害査定終了（27日） | |

① 転機となった取組等

何が起こっていたのか

漁船の復旧支援

「共同利用」の説明に苦慮

「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の実施
平成23年4月～9月

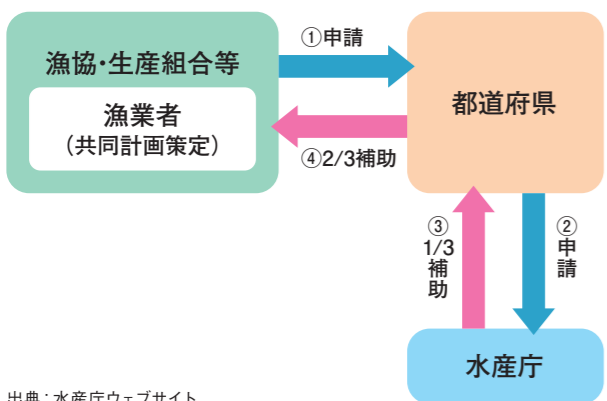
東日本大震災では、津波により漁業生産の基盤となる多くの漁船・漁具が失われた。平成23年4月、国の第1次補正予算において、漁業協同組合等による漁船・漁具等の導入を支援する「共同利用漁船等復旧支援対策事業」が創設された。県はこれを受け、5月議会で予算を確保し事業化した。その後、宮城県漁業協同組合（以下「県漁協」）から事業活用の見込額を聞き取り、8月議会で必要な予算を増額した。県は9月末までに県内各地で説明会を開催したが、「共同利用」という言葉について、「1隻の船を複数人でシェアする」と受け止めた事業者が多数いたため、事業内容の丁寧な説明に努めた。

「私の担当は、被災して船を失った漁業者さんたちのために漁船の復旧をする事業でした。二つの事業がありまして、一つが「共同利用小型漁船建造事業」です。これは、平成5年、北海道の奥尻島を津波が襲った北海道南西沖地震の際に、初めてスキームが出来上がったもので、津波で船が被災した場合、それを復旧するという事業です。ただ、この事業は5t未満の船を新たに建造するときに費用を補助するもので、5t以上の船もしくは中

水産業振興課職員

古漁船の取得は対象にならないんです。東日本大震災の場合、奥尻とは規模が違っていて、小型漁船だけではなく大きな漁船も軒並み被害に遭いました。さらに漁船だけではなく様々な漁具が津波で被災し、当時のスキームではカバーできなかったもので、大型漁船や中古漁船の取得や漁具も対象にする「共同利用漁船等復旧支援対策事業」というもう一つの補助事業ができました」

共同利用漁船等復旧支援対策事業の概要



出典：水産庁ウェブサイト

「基本的に補助事業は、個々の財産を対象としないため、スキームとしては漁業協同組合が取得する財産に対して船の建造費を補助する形になっていて、その船を「組合員みんなで使しましょう」ということで「共同利用」という名称になっています。当初は「共同利用」という概念が漁業者にうまく伝わっていかなくて、非常に混乱しました。一つの船を複数人でシェアすることのみが「共同利用」だと考えていた漁業者が多かったです。しかしながら、例えば三人の漁業者が一つのグループを作って、グループ内で3隻の船を使っても「共同利用」に該当するのです。まずはこの誤解を解くところから始めました」

「震災前から全国的に漁船の需要数が減ってきていたため、造船所も減少傾向にありました。漁船の建造能力が落ちていた中で、今回の震災が発生したため、新造船の受注が殺到し、船が出来上がるまで2年、3年かかってしまうという状況になりました。これに対して、国や県の予算は単年度会計なので、予算は繰り越しても翌年度までという原則があります。説明会では、こちらは原則論で話をしなければいけないので「繰り越したとしても2年以内です」という話をしたところ、「県は現状を分かっているのか」「今、造船所に発注しても3年以上はかかる」というかなり厳しい御意見を頂きました。すぐに水産庁に相談しまして、結果としては、翌年度以降も同じ事業が継続されるので、3年以上かかる船については、年度ごとに事業を乗り換えていく形で対応できるようにしました」

マンパワー不足の中での対応

平成23年9月～12月

「共同利用漁船等復旧支援対策事業」は、県漁協による事業費の算出

協が必要なる事業費を取りまとめ、それを県が国に申請する流れとなっていた。5月議会で予算は確保されたものの、所属する組合員数が多い県漁協ではマンパワー不足から、事業費の取りまとめが進まず、最初の交付申請があったのは12月になってからであった。また、この事業では新たに中古漁船の取得費も補助対象となったが、中古漁船を補助対象とした補助事業については過去に例がなく、県は他の被災した県と情報共有を図りながら、取得する中古漁船の価格が適正であるか確認する方法を模索した。

「県漁協では漁業者の要望の取りまとめに苦労していて、大部分の取りまとめ結果が提出されたのは12月末でした。5月に予算が成立したにも関わらず、宮城県から申請が上がってこないで、国から『どうしてそんなに時間がかかっているのか』という問合せがありました。私も漁協にはことあるごとに「いつになったら申請できるんですか、早く取りまとめてください」とお願いしていましたが、あるとき漁協の方から言われました。「そうは言われるけど、我々漁協の職員も被災しているんだ。自分たちの家が流されて、家のこともやらなければいけない中で、使えるパソコンだって、十数人いる中で1台しかない。その中でやっているんだ」と。そのときは本当にはっとしました。こちらのスケジュールを県漁協に押しつけていましたが、現場の事情をくみ取って、それをしっかり国に伝えていくべきだと思い直しました」

「実際に申請書を作るのは、県漁協の支所の職員です。当然被災していませんし、限られた人数の職員しかいないので、こちらが思っている手続を現場に指示して今すぐできるの



復旧した漁船



復旧した塩釜市浦戸桂島ノリ陸上採苗施設

かといえ、それは難しい状況でした。現場に向いて支所の状況を見て初めて、「今これではできないだろうな、今回これだけにしよう」という部分に分かるので、現場に行くことがいかに大切かということを経験した。改めて思いました」

「本当にみんなを救える補助事業にしようとしたものの、運用面でも課題が多くありました。今回の事業では中古漁船も補助対象になりましたが、そもそも中古漁船の適正な取得価格を算定する方法の事例がありませんでした。新造船であれば、ある程度の適正価格が想定できますが、中古漁船は状態が様々なので、どうやって決めるのが問題になりました。そこは、水産庁としても県としても非常に頭を悩ませたところです。漁業者の方々も、県境を越えて情報網がありますから、県によって算定基準の差が生じてはいけないので、当時同じような状況にあった被災県の担当者と「おたくの県はどうしているんですか」と、かなり密に連絡をとりました。最終的には、想定する中古船のスペックをもとに見積りを取る方向に落ち着きましたが、スピード感も要求されたので、前例がない中で合理的な方法を決めていく苦労がありました」

船の完成が間に合わず繰越しへ

「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の運用開始

平成24年1月から、「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の実質的な運用が開始されたが、年度内に船が完成する目処が立っているものは

3度の補正予算による増額

「水産業共同利用施設復旧支援事業」「水産業共同利用施設復旧整備事業」の実施

平成23年4月、国の第1次補正予算において「水産業共同利用施設復旧支援事業」が創設された。これは、被災地において壊滅的な被害を受けた冷凍・冷蔵庫、加工場等の共同利用施設やその機能復旧に必要な不可欠な機器等の整備を支援するものであり、約18億円が計上された。事業対象者は、市町村、漁業協同組合、水産加工業協同組合等で、補助率は、岩手県、宮城県、福島県内は3分の2以内、その他の被災道県内は2分の1以内とされた。その後、第2次補正予算において約193億円、第3次補正予算において259億円が確保された。

また、この第3次補正予算では、「水産業共同利用施設復旧整備事業」が創設された。これは、本格的な水産業の復興に向け、被災した共同利用施設の整備を支援するものであった。鮮度保持施設や加工処理施設、養殖施設、種苗生産施設等が対象とされ、約731億円が計上された。県は、これらの事業を活用し、水産業共同利用施設の早期復旧を支援した。

水産業振興課職員

「私は水産業共同利用施設の復旧支援事業・復旧整備事業を主に担当していました。共同利用施設といってもいろいろありまして、養殖施設や岸壁にある荷揚げクレーン、船置き場、サケの畜養施設、研修センターなども共同利用施設です。

時間もマンパワーも不足している中で、災害査定を終ずに、水産業の共同利用施設の復旧を支援できないかということの水産庁で考

ずかで、ほとんどの事業が繰越しとなった。また平成23年度の実績報告書には補助対象外の設備が含まれているものが多く、県と県漁協で小型漁船、中古漁船を含め1000件近くの書類を精査するのに時間を要することとなった。

補助金で整備した設備には処分制限期間[※]があり、最初は漁協が所有者となるが、制限期間後は払下げ等が可能となるため、多くの漁業者が利用した。「共同利用漁船等復旧支援対策事業」は平成27年度まで続き、全体で約3700隻の船が本事業を活用し復旧した。

※処分制限期間：補助事業等により取得した機械器具等を勝手に譲渡・交換、担保に供する等の処分をしてはいけない期間。補助金の交付目的や財産の耐用年数を勘案して定めている。

水産業振興課職員

「平成24年度からこの事業の担当になりましたが、前年度に交付決定はされていたので、取り急ぎの業務は実績報告書の取りまとめでした。実績報告書といっても、造船が間に合わないのので、船を造った実績ではなくて、繰越額を把握することからのスタートでした」

「平成24年度以降の申請についても、まだ事業の内容が各漁業者に十分伝わっていない部分があつて、補助対象外の設備が申請の中に

水産業共同利用施設の復旧支援

「暫定法」による復旧支援

平成23年4月～12月
県漁協所有6施設の復旧

県は、平成23年4月に国の第1次補正予算において成立した「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」を活用し、被災した県漁協が所有す

えていただいて、いわゆる養殖施設とか加工流通施設を復旧するために1億円かかるというのであれば、その3分の2を国が補助しようという、非常にシンプルにまとまっている事業を作っていました」

「ただし、4月の第1次補正では全国で18億円くらいしか予算措置がなかったの、被災6県で単純に割れば1県3億円しかない。

『全然復旧できない』という状況になりました。当時現場は水産庁に対してかなり厳しい言葉を言っていましたし、配分されるわずかな予算で本当にどこを復旧させようかという判断を迫られました。結果的には、水産物流通の窓口である魚市場が選ばれ、取り急ぎの復旧に必要な設備関係の申請を挙げていた。7月に交付決定をしました。2次補正では、10倍以上の予算をつけていただいたので、そこから本格的に復旧が始まっていきます」

「この事業は『早期復旧に必要な不可欠な機器等』を補助対象にしていますが、建物そのものを流されて、新しく建て直さなければいけない事業者に対しては、第3次補正で『水産業共同利用施設復旧整備事業』ができました。この二つの補助事業とグループ補助金（詳細はテーマ「農林水産業の金融対策」参照）が、水産加工業の復旧を大きく支えました」

「平成23年度は、第2次から3次まで手厚い予算がつきましたが、『じゃあ来年度、予算つくんですか』とか『25年度、26年度は予算つくんですか』と聞かれると、分からないんですね。国の人も分からない。分からないから、現場の人たちは怠いで申請するしかない。それで、補助金を使って現在の規模に見合わない復旧をした、というのも何件かあるので

かなり含まれていました。申請は実質造船所の見積りがベースになりますが、『停泊するときに上げる旗』や『音楽を聞く設備』といったものが含まれているので、それを漁協の職員と一緒に、対象、対象外、と仕分けていく作業を行いました」

「漁業者の間ではこの事業に関して『2年までは繰越しできる』『3年を超えると事業は活用できない』等々、いろいろな話が流れていて、『もう補助金が使えないんじゃないか』と不安に思った漁業者の中には、古い船をベソキだけ塗り替えて『できました』と報告してくる方もいました。漁協には繰越しができたことをいつも伝えていましたが、漁協も船だけを担当しているわけではないので、事業

の細かい部分の周知に苦労していました」

「この事業以外に漁船を復旧する事業はなかったのですが、多くの漁業者から『非常に助かった』という声を聞きました。船は最初は漁協が所有者ですが、5年後には払下げが可能となっていて、その後はほぼ無償で個人に払い下げられたので、多くの漁業者が震災前と同じように自分の船を持つことができました」

水産業共同利用施設の復旧支援

る共同利用施設6施設の復旧を支援した。同事業は、異常な天然現象により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担することを趣旨として、昭和25年に成立した「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（以下「暫定法」）によるものであり、補助率は10分の2であるが、当

はと思います。あのとき、国から中長期的な支援のロードマップのようなものが出ていたら、また県としても出せていたら、事業者の

養殖施設の復旧支援

2か月間に22300件の査定

平成23年8月～平成24年1月
個人所有養殖施設の災害査定の実施

平成23年8月、個人の所有する養殖施設の復旧について、第1次補正予算で成立した「養殖施設災害復旧事業」に基づき、災害査定を受けるための調査要領が国から示された。県は、発災前年2月のチリ地震津波の際も同様の災害復旧事業を行っていたため、国から調査要領が示される前から必要な資料等の準備を進めていた。災害査定に当たっては、各養殖施設の復旧にかかる費用を、県設定の単価に基づき、資材単位で算出する必要があることから、県は生けすやロープ類等630品目について、県内外24の業者から見積りを徴収した。災害査定は全て机上査定であったものの、平成23年12月5日の第1次査定開始から、平成24年1月27日の第5次査定終了までの約2か月間に22300件の査定を終えるという厳しい日程の中で行われた。

水産業基盤整備課職員

「平成22年のチリ地震津波で県内の養殖施設が被害を受けて、そのときに災害査定を担当した職員が残っていたので、書類の準備は進めていましたが、そのときは全く規模が違うので、毎日提出する書類の準備に追われました。養殖施設はロープがあつて、アンカーがあつて、浮きがあつて、という構造で、そ

「暫定法」による補助率等

| 区分 | 採択基準 | 補助率等 | | |
|----------------|--------|-----------|------------|------|
| | | 40万円までの部分 | 40万円を超える部分 | |
| 一般災害(暫定法第3条) | 40万円以上 | 2/10 | | |
| 激甚災害(激甚災害法第6条) | 告示地域※ | 13万円以上 | 4/10 | 9/10 |
| | その他の地域 | 40万円以上 | 3/10 | 5/10 |

※告示地域：激甚法施行令第19条に基づき告示された地域
出典：農林水産省ウェブサイト

該災害が政令で激甚災害に指定されると補助率が最高10分の9に引き上げられる。県は施設の迅速な復旧のため、既存制度を活用した支援を行うことを決め、平成23年12月に6施設全ての災害査定を終え、ほぼ申請額とおりの査定額が認められた。

水産業基盤整備課職員

「今回の震災では、漁協の所有する多数の共同利用施設のうち6施設については、暫定法で災害査定を受けました。農林水産業の共同利用施設は、整備したばかりであれば、暫定法を使ったほうが有利になる場合があるのです」

「水産業で暫定法を適用したのは初めてだったと思いますが、農業の方には詳しい職員がいたので、いろいろ教えてもらいました。水産だけではなく、土木でも農業でも、県が一体となって情報を共有できれば仕事を円滑に進められる、ということを感じました」

復旧復興が計画的に進んだのではないかと、う反省が残っています」

の一つ一つ、パーツ単位で単価を出さなければなりません。そのためには、民間の事業者から見積りを取るのですが、その事業者も被災しているの、見積りを集めるのに苦労しました。今回は、チリ地震津波を担当した職員が残っていたのでなんとかりましたが、いきなり東日本大震災レベルだったら対応できなかつたと思います」

「査定官と立会官にきていただいて机上で査定を受けましたが、件数が膨大でした。国の方でも査定資料を簡素化してくれましたが、それでも22300件です。査定日は前もって決まっているので、それに向けての準備が大変でした。班員の一人でも欠けたら終わらなかつたと思います」

「査定を受けた翌日には、指摘を受けた箇所を修正して再度提出します。査定は朝から晩までやっているの、必然的に直しは夜になります。12月から1月までそれがずっと続いていました。災害査定に慣れている土木部の職員であれば、そういうものだと思うのかもしれないですが、私は初めてだったので、体調を崩したこともありました」

「国からも多くの職員が応援にきてくれました。かなり助けられました。ただ、応援職員も一人で沿岸部の被災地を訪問していましたし、なんとか被災した漁業者を助けたいという思いからだと思いますが、漁業者との認識に

食い違いもあり、混乱したこともありましたが、漁業者の気質や地元のこと、県の事業の進め方などは県職員が一番理解しているので、現場を回る際には必ず県職員も一緒に行動することが必要だと感じました」

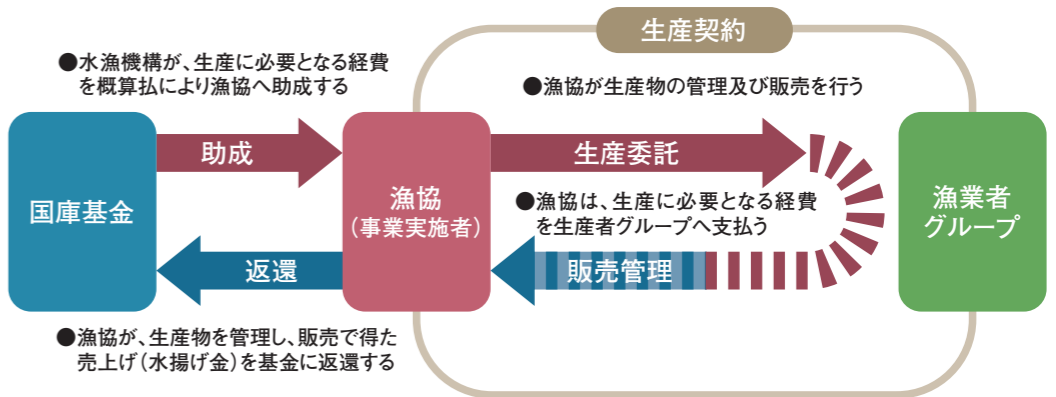
養殖業復旧の切り札

平成23年10月～平成29年度

「がんばる養殖復興支援事業」への支援

平成23年11月、第3次補正予算において、東日本大震災で被災した養殖業の早期再開と生産量の回復を図るために、「がんばる養殖復興支援事業」が創設された。これは、3経営体以上が共同化して養殖の早期再開を目指して作成された「養殖復興計画」のうち、第三者からなる「認定協議会」で認定された事業に対し、最大で3事業期間（養殖生産開始から出荷まで）、国が生産費用（人件費、減価償却費、施設利用料等）、資材費等、必要な経費を助成するというものである。この事業に参加した経営体は、水揚げ開始前に事業費を受け取ることが可能となり、負債を負うことなく自立を目指すことから、多くの経営体がこの事業を活用した（平成29年12月末時点で469団体）。水揚げ金額が事業費を上回り黒字となった場合、経営体は黒字分を報奨金として受け取り、事業を終了するか、黒字の2分の1を国に返還し事業を継続するか選択ができる。赤字が発生した場合には、国が赤字の約9割を支援するという、過去に例のない手厚い制度であり、県は、水産庁、事業の運営を行うNPO法人水産業・漁村活性化推進機構、県漁協等と連携して、計画作成や経営体の組織調整など、事業の円滑な実施について支援した。

がんばる養殖復興支援事業の構造



出典：NPO法人水産業・漁村活性化推進機構ウェブサイト

し、水揚げ金により返還していく形となります。県内のノリの養殖業者の6割から7割がこの事業を活用して復旧しました。ノリの養殖は機器などの設備費が非常に高額で、多額の借金を背負って養殖を再開することに躊躇している方が多かったと思います。この事業では、導入機器類の減価償却や、共同利用施設として復旧された機器類の利用料が生産に必要な経費として認められます。償却額は耐用年数が5年の機器で定率法による償却であれば、初年度の償却額が取得額の4割になります。利用料も基本的には減価償却を基準に計算されるので、機器類の復旧のため最初の数年に多額の経費計上をしなければならなかったノリ養殖業では非常に大きな恩恵を受けたと思います。また、水揚げまでに餌代や種苗代などの投資が経費の大部分を占めるギンザケの養殖業者も9割以上がこの事業を活用したので、本県の養殖業の復旧に大きく貢献した事業だったと思います」

災害対応の経験から学んだこと

使わなくなった船を新たな担い手に貸し出す

水産業振興課職員

「県として漁業の担い手確保の取組を進めている中で（詳細はテーマ「農業・漁業の担い手の確保・育成」参照）、一つネックとなっているのが、新たに漁業を始める方がハードをそろえなければならぬ、つまり、船を手に入れなければならぬということです。漁船

の補助事業を使って復旧した方の中には、高齢のために引退した方もいるので、使わなくなった船を漁協が管理して、それを安価で漁業の後継者に貸し出すような取組が進めば、今回の補助事業が県の水産業にとって本当に意味のあるものになると思います」

目的がぶれなければ、最後には形になる

水産業振興課職員

「漁船の復旧に関しては、予算を取った水産庁、それを現場で調整していく県と漁協、船を取得して漁業を再開する漁業者、皆、向かっている先、見ているものは同じだということを感じていました。それぞれの立場や事情があっても、少しずつやりづらいつつ、そこがあつたと思いますが、予算繰越しの件に関しても、下から上に、上から下に、各々のもっている課題を伝えあうことで、最終的には必要な予算も年度を越えて用意されましたし、漁業者も自分たちが必要とする船を手でできました。関係者が密に連絡をとって、目的さえぶれなければ、最後にはきちんとした形になると感じました」

補助金は時に事業者を縛ってしまう

水産業振興課職員

「補助金の恐ろしさを次世代の方々に認識してもらいたいと思っています。『補助金を事業者に交付します』といえは聞こえもいし、『支援をします』といえは事業者の方々は喜んでくれます。ただし、補助金は事業者の方々を結果的に縛ってしまうこともあります。水産業共同利用施設の補助事業を開始した当時は、事業者の方にそういうリスクについて十分に話をしていませんでした。補助金には

迅速な予算管理のためには大胆な切捨ても必要

水産業基盤整備課職員

「養殖施設の災害復旧に関しては、国から約150億の予算をつけてもらいましたが、管理は1円単位でした。1円単位の管理は事務的には大変で、必ず計算間違いが起こるし、時間ばかりかかって、結果的に補助金が漁業者に届くのが遅くなります。これくらいの規模の復旧補助事業であれば、10円未満切捨て、100円未満切捨て、規模によっては1000円未満切捨て、大きな単位で切り捨ててしまつて、とにかくスピーディーに管理できるようにしたほうがいいと思います」

次世代に経験を伝える

水産業基盤整備課職員

「平成28年の台風は激甚災害指定になりましたが、その際の養殖施設の災害査定は、東日本大震災の経験値があつたので、比較的簡単にできました。ただし、その経験値も20年30年、激甚災害がなければ途切れてしまうかもしれませぬ。養殖施設の災害査定や暫定法による災害査定を経験を次世代にいかにつなげていくかがこれからの課題です」

参照

・東日本大震災から発災から一年間の災害対応の記録（宮城県農林水産部農林水産総務課平成25年6月）
・東日本大震災復興に係る宮城県農林水産部の対応記録（第2集平成24～27年度）（宮城県農



林水産部平成29年9月）
・水産庁ウェブサイト
・農林水産省ウェブサイト
・NPO法人水産業・漁村活性化推進機構ウェブサイト

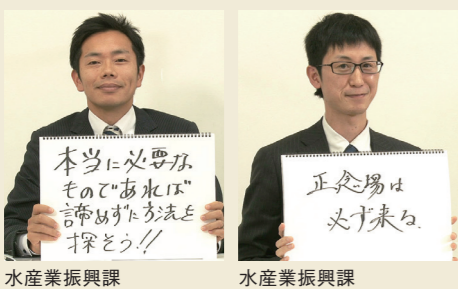
遊休施設資産を水産業全体として活用する

水産業振興課職員

「復旧の規模が実際の事業規模に合っていないのかどうかという問題があります。復興事業を使って、震災前と同等、あるいは震災前より大きな施設を建てた事業者さんがいますが、水産資源が全国的に変化しているので、遊休資産が結構あつて、その固定費で赤字を出しているケースもあります。今後事業を続けていくためには、施設の適正な規模を事業者さんにつかんでいただくことが必要ですし、そこに対する国や県の支援が重要になってきます。事業をやめていく方が増えていく場合に備えて、残った有用な資産を水産業全体のために活用していく、という考えも必要ではないかと思っています」

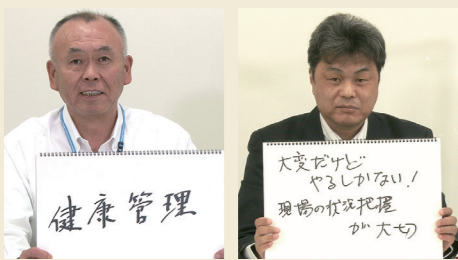
後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



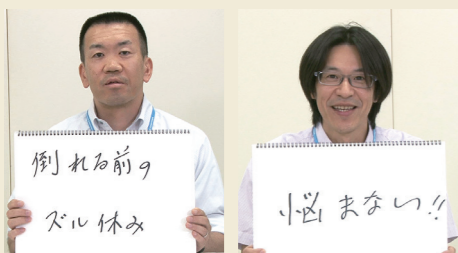
水産業振興課

水産業振興課



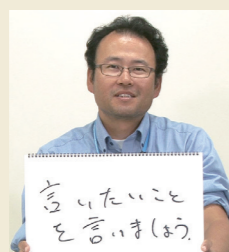
水産業基盤整備課

水産業振興課



水産業基盤整備課

水産業基盤整備課



水産技術総合センター